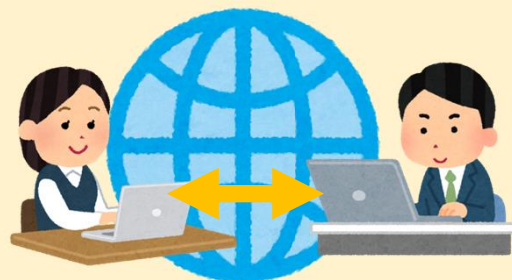
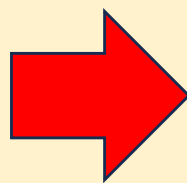




栃木県庁 会計事務のDXを進めます!

説明会申込
R6.1.19 (金) まで

令和6(2024)年4月分から
電子データによる請求書・契約書等のやり取りをスタート!



持参、郵送の
コスト削減

ペーパーレス
の推進

いつでも送信
可能

利用開始する電子サービスについては、裏面へ



★各電子サービスは原則無料!

インターネット環境の準備と通信料のご負担は必要ですが、栃木県庁との電子データのやり取りに関しては、無料で利用することができます。

★電子サービスの利用にはメールアドレスが必要!

電子サービスの利用には、簡単な事前手続きが必要です。

今後、説明会等を実施しますので、積極的なご利用をお願いします。

説明会日程

令和6年1月29日(月)10時~12時、14時~16時
令和6年1月30日(火)10時~12時、14時~16時

お問い合わせ

栃木県 会計局 会計管理課 業務改革担当

電話 028-623-3008

E-mail kaikei-kaikaku1@pref.tochigi.lg.jp

https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/kaikeidx.html



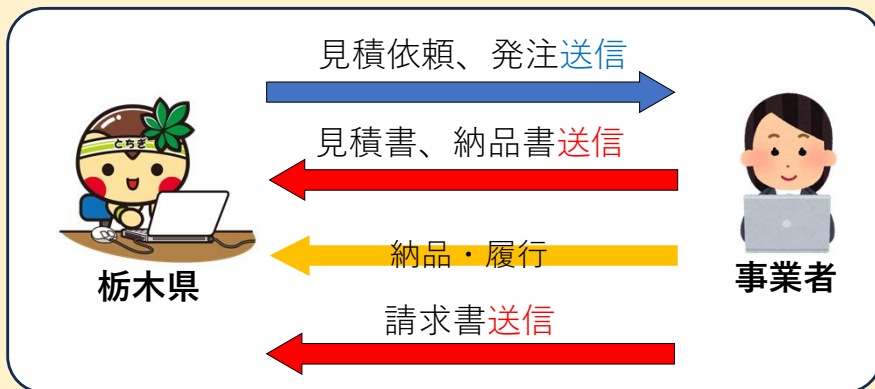
説明会情報等は
ホームページで配信します



◆ **電子見積・請求サービス** ※一部R6.3月から先行導入
BtoBプラットフォームTRADE・請求書



上記システムを利用し、県と**クラウド上で見積書・納品書・請求書等を送受信**することができます。



利用対象者

栃木県と取引をする事業者

※県が主に物品等を購入する場合等で、見積書・納品書・請求書のやり取りをする事業者が対象です。

利用するには

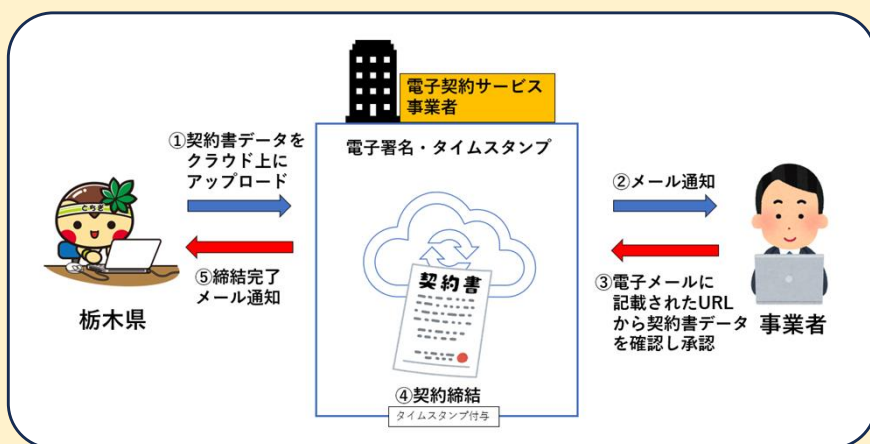
- ・ **アカウント登録が必要**
※メールアドレスが必要です。
- ・ **県会計管理課に申請が必要**

◆ **電子契約サービス**

クラウドサインforおまかせはたラクサポート



上記システムを利用し、県と**クラウド上で電子契約**ができます。



押印不要!
収入印紙不要!

利用対象者

栃木県と契約書を取り交わす
事業者又は個人

利用するには

- ・ **メールアドレスが必要**
※契約の都度、電子契約への同意及びメールアドレスを確認します。